

Title	維新外交の発進：明治元年の神戸事件をめぐって
Sub Title	Beginning of the Meiji restoration diplomacy : centering around the Kobe affairs of 1868
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.10 (1982. 10) ,p.1- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19821028-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

維新外交の發進

——明治元年の神戸事件をめぐる——

内 山 正 熊

- 一 はじめに
- 二 維新外交の概念
- 三 大政奉還以後の推移
- 四 神戸事件の勃発
- 五 事件の解決経過
- 六 おわりに

一 はじめに

明治維新は、燦^まとして輝く日本近代化の原点として美化高唱されるのがつねであるが、維新当時のわが国は、内憂と外患幅濇増幅して物情騒然たる混乱の坩堝^{るつぼ}であつた。維新のよつて立つところは、尊王攘夷であつたのに拘らず、その実は「抑⁽¹⁾庄と卑屈の謂のみ」であつたのである。朝廷の尊攘排外という大義名分のイデオロギーは、急拠開国和親に大轉換した。そ

の当初、王政復古で古きを慕い今を卑しむ、上を尊び下を賤すみ、皇国を尊崇して他国を嫌悪したのに、一転して、古きを棄て、新しきを採り、夷狄とさげすんで忌み嫌つた異国異人を貴び、自他交際の礼を厚くするものであるから、その急激な衝撃は想像を絶するものがあつたのである。

とりわけ、明治維新の冒頭には、東は横浜に英仏軍隊が条約に基いて外国人居留地に堂々と駐屯して居り、西は英米仏の連合軍が正月早々に神戸中心部を占領、港内にあつた日本汽船の全部を抑留するという事態であつた。幕府から朝廷に政權が移つて程なく、外国軍隊が日本本土を蹂躪し、日本の独立を脅かすという危機にわが国は見舞われていたのである。事実、成立日浅い維新政府は、独立国家の体面にはじる屈辱従属をきわめる外交を展開していたのである。われわれは、何よりもまず、この歴史的事実の重みに注意を払わねばならない。

このきびしい現実に対しては、従来維新の対内的側面に目を奪われたことと反比例的に注意が向けられなかつたのである。したがつて、維新後に勃発した涉外事件についても、堺事件、京都におけるパークス公使襲撃事件などの排外攘夷事件は、尊王攘夷のスローガンで幕府を倒した朝廷が、幕府に劣らず卑屈な土下座外交を敢てするのに憤懣のあまり直接行動に出たものであることも案外知られていない。明治維新は、新生日本の門出であるという輝かしい側面にのみ目が向けられ、その反面の悲惨な犠牲があつたことには目が蔽われている。島崎藤村の「夜明け前」は、明治維新前後に起つた内外の重大事件を背景にしたものであるだけに、王政復古の偽瞞を鋭く衝き、その矛盾痛恨の裏面を剔抉してあますところがない。

しかし、この明治維新の国内的視座からのアプローチは、従来まことに豊富であるのに拘らず、その国際的ないし外交的視野の研究は、さほどなされていなかつたと思われる。幕末維新の涉外事件も、「尊攘運動の余炎²」という形でとらえられるのがつねであつた。例えば、一八六八年すなわち明治元年一月十一日の神戸における備前藩兵と外国兵との衝突事件も、堺事件、イギリス公使襲撃事件などの外人傷害テロ事件と同様、攘夷という同一線上におかれているのである。それはま

た、一八六一年のヒュースケン暗殺事件、一八六二年の生麦事件などの幕末期排外攘夷事件の一環と見なされてきたのであった。

いまこの神戸事件をとりあげるとして、その直後に起つたフランス人二十名を殺害するという凄愴な事件に較べて、外国人を一人も殺していない神戸事件は、排外攘夷事件としてみるならば、問題にならないであろう。堺事件は、備前藩の復讐といわれたけれども、これは土佐藩士がやつたことであり、神戸事件はこれとは性質がちがうのである。神戸事件が問題になるのは、攘夷事件としてではなく、明治維新政府が幕府に代つてわが国の正統政府であるという国家承認をもたらした契機であるという、外交的ないしは国際法的意義があるからである。この外国兵との衝突事件は、わが国側が外国人を襲撃したのではなく、外国側から挑発を受けたことに端を発した事実、またその連鎖反応としての彼我双方の対応接衝過程が、全くわが国の低姿勢に終始し、維新政府は外国公使にたゞひらあやまりにあやまつて、外国側要求をすべてうけ入れて解決したという事実は、看過できないところである。

明治維新劈頭の外交には、攘夷尊王の大義をかゝげた民族独立の気概は一片だに見出すことは出来ない。それは、西洋列国の前に平身低頭して、唯々諾々とその要求を容れた国辱的屈従外交を露呈したものであつた。この維新政府がいかに欧米列強に対し低姿勢の従属的外交を展開したかは、明治元年初頭の神戸事件の中に如実にうかがわれるであろう。

(1) 吉田東伍著 明治維新史上、日本時代史第十三卷（昭和二年 早稲田大学出版部）、四〇八頁。

(2) 岡義武著「黎明期の明治日本——日英交渉史の視角において——」（一九六四年 未来社）第一章。

二 維新外交の概念

明治維新外交というとき、この冠せられた明治維新は、一体いつ頃からいつ頃までをさすのであるかという時期範囲、そ

の始期と終期をどこにおくかという問題⁽¹⁾は、一見自明のようであるが、しかし決してそうではない。一般的には、大政奉還によつて幕府の旧体制が結末を告げ、明治新政府が成立したことを明治維新といわれるのであるが、この明治初年を明治時代の出発点として、時代区分をするのが一番簡単明瞭であることに間違いない。

しかし、正統維新史家藤井甚太郎博士が、維新史の始期について、「幕末外交の歴史より見れば嘉永六年（皇紀二五二七）の米艦渡来を以てするも合理的であらう」とされ、その終期は、「慶応三年（皇紀二五二七）十月、十五代將軍徳川慶喜の大政奉還を以て終とするも一理あるし、同年十二月王政復古大号令の渙発を以てするも亦一理である。下つては明治四年七月（皇紀二五三二）の廃藩置県を以てするも一理」とされ、維新史料編纂局の方針も、この線で一八五三年のペルリ渡来から、一八七〇年の廃藩置県に至る十八年間をさしている。したがつて、明治維新の幅は相当ひろく、幕末外交も含めて維新外交は取扱われよう。

このように、維新の時期をながくとるのに対して、維新を厳密に公的に時代的限界を定めたものは、「復古記」の編纂年代である。それは、「丁卯十月大政奉還ニ起リ戊辰十一月東京臨幸、鎮將府ヲ廢シ大政歸一ニ終ル⁽³⁾」とするものであつたが、この「復古記」と系統を同じくするものとして、「明治戊辰」が筆を明治元年（慶応四年）に集中している。本稿においてはこの「復古記」のとるところに従つて明治初年、殊に明治冒頭の外交に焦点をおくことにする。

こゝに、むしろ重要なのは、明治維新の時期よりも、その実体が何であるかを明らかにするというディフィニションの問題である。明治維新は、王政復古と表裏一体をなして、復古と維新、すなわち新と古とが現状打破において一致したために同義と解されていた。この時代には、慶応三年一〇月一四日の大政奉還と一二月九日の王政復古の号令とを明治維新と解して何人も怪しまなかつたのである。たゞ、實際政治家はこれに満足せず、維新の大業を廃藩置県において、これまでを明治維新としてゐる。

しかし、明治維新をストレートに解して、「百事御一新」として正しく「御一新」^{ゴイシン}、すなわち根本的大改造ということ、これからは過去を顧みるのではなく、すべてが新しく変るといふのが本義である。この「御一新」が維新の語となり、それがはじめは王政復古の語と妥協して、王政維新といつたのが、いつしか明治維新となつて熟語となつたのである。⁽⁵⁾それは一にも維新、二にも維新で過去を破壊し、将来の建設に向つて突進し、版籍奉還から廃藩置県の大変革があり、また西洋文化を目まぐるしく移入した大変化があつて、この大変動は徳川幕府時代と雲泥の相違があつたので、その隔絶にこそ明治維新といわれるにふさわしい特徴があるのである。

さらには、明治維新の歴史的意義は、この大変動が幕末と新政発足との接合交錯領域を形成していることに注目しなければならぬ。慶応四年が明治元年と改元されたことは、名称の変更であるにとどまらず、幕末と明治とがオーバーラップしていることを象徴しているのである。明治維新とは、尾佐竹猛博士がいみじくも指摘されたように、幕末史と明治史との接合線をいうのであり、それは一の想像の「線」であり、想像の「幅」であつたのである。世俗一般は右の想像線で満足したのであつて、幕末史と明治史とが連絡なく別々に研究されていて、明治史は幕末史に足をふみ入れず、幕末史は明治史に遠慮していて、両者の間の限界は明瞭を欠いていた傾きがあつた。しかしこのような変態は許さるべきではないのであつて、想像線であつた明治維新は、いまや具体的な実体をもつべきである。これを尾佐竹博士は、「現実の幅」をもつべく、この幅をいつ頃からいつ頃までと測定すべきであるという問題を提出したのである。⁽⁶⁾この「幅」の問題は、「明治維新の厚さ」あるいは「深さ」と関係するのであつて、多くの維新史家が明治維新を、政治的、社会的、経済的各方面から解釈しようとしたのもそのためであつた。明治維新は、封建社会から資本主義社会への必然的な転回点であつて、それが近代日本の出発点として高く評価されたのである。総じて明治維新は、封建の終末ということでは一致していて、結局それは封建破壊運動である点が重視されていたのである。しかしながら、その破壊的側面に重きがおかれるあまり、その建設的な前向き

面に対する公正な視方が欠けているかに見える。

この明治維新には、破壊的側面と建設的側面の両面があるが、破壊は建設のための前提としての意味がある。尊王攘夷というスローガンの下に幕府を倒し、封建体制を破壊しても、その後、よりよき新体制が生れてこそ、明治維新の存在理由があるのである。尊攘がたゞ倒幕のみ利用されたのであるならば、それでは真の維新とはいえない。むしろ、開国和親の立場に立つた幕府の方が新しい時代を先どりしたものであるべきであり、鎖国攘夷に固執した朝廷の方が時代おくれである。しかし、もし政権を移譲された朝廷が、この破壊的な後向きな攘夷のイデオロギーを発展的に解消することに成功するならば、明治維新の破壊的側面が建設の踏み台となつて意味をもつて来るであらう。

こゝに、明治維新が鎖攘のイデオロギーを超越して、いかにして開国和親の方向転換をなしたとげたかに、その維新の御一新の姿を見出すべきである。いゝかえるならば、鎖国攘夷の終焉という区切りをつけて、開国という新しい対外姿勢をとることに、明治維新の真義があるのである。明治維新には、天皇制の新国家体制を建設するという対内的な課題があるのはいうまでもないが、この対内的側面は従来汗牛充棟、多くの研究がなされ、維新史専攻でもない私が今さらこゝでとりあげるに及ばず、それは本稿の対象範囲外の問題である。しかし明治維新の対外的側面について、焦点をあてゝみることは、未だ鋤を入れてみるに値すると思われる。この破壊と建設との相互交錯の限界領域に対して照明を向けるとき、そこに浮び上つて来るのが神戸事件である。それは、鎖攘と開国との矛盾するイデオロギーが激突するところにこの事件は発生したのであつて、それを契機にして維新政府は開国和親の宣言を發し、新政府は外国公使団と接触し、その国際的な存在証明を確保したのである。したがつて、幕末と維新との間に截然たる限界線に位しているのが、この神戸事件にはかならず、これ以後に維新政府は旧い排外攘夷のしがらみを捨て去つて、新しい対外和親の基本姿勢をとるに至るのである。それ以前は攘夷、それ以後は開国和親と、この神戸事件は明治維新の画期的意義を表明するものである。このドラスティックな転換が悲劇的な

神戸事件で可能になつた意味で、それは明治維新を維新たらしめ、朝廷にコペルニクスの転回をなさせたものといつても過言ではない。それは、維新外交のシンボルともいうべきものであり、そこには明治外交の基本的特質が包蔵されている。本稿は、それに照明をあてるものである。

- (1) 尾佐竹猛著 明治維新上巻 (昭和十七年 白揚社) 三頁。
- (2) 藤井甚太郎著 明治維新史講話 二頁。
- (3) 復古記第一冊 東京大学史料編纂所編纂三頁。
- (4) 文明協会編「明治戊辰」(昭和三年 文明書院)。
- (5) 尾佐竹 前掲八頁。
- (6) 〃〃 十一頁。

三 大政奉還以後の推移

幕末と維新とは文字通り連続しているのであり、その間に明確な一線を画することは出来ない。幕末維新とつづけていわれるのは、故なしとしないのである。とりわけ、事外交に関する限りは、幕府の外交と維新政府の外交とは、徳川慶喜の大政奉還以後も慶応四年正月半ばまでは、朝廷は政権を得たからといつて新外交が展開されたわけではなく、幕府が事実上外交を担当して居り、朝廷はそれに任せてなすところなかつたのである。

欧米の近代国際社会では、政権が交替すれば、当然そこに新政府の承認を求める慣習が国際法上確立していたのに、わが国においては、外国に奇異なことに、朝廷と幕府という二重構造の国家で、幕府から朝廷に政権が移つたに拘らず、朝廷の方は外交権を幕府に一任して、自ら対外的に新政府であるという態度をとらなかつたのである。⁽¹⁾したがつて、大政奉還は対内的意義をもつにすぎず、政権返上によつて慶喜の対外的地位は変らなかつたわけである。

いうまでもなく、鎖国をといて開国に道を開いたのは幕府であり、以後対外交渉も幕府の管掌するところであつた。条約を

結ぶ交渉も、諸種の紛争を解決するための対応も、すべて幕府がこれに当つてきたのである。したがつて、幕府には外国奉行以下の外交専任の役職が揃つて居り、今日の外務官僚ともいべきスタッフもすでに各藩から抜擢されていて、その外交体験はすでに数十年に及んでいた。特に、開港開市問題は幕末外交の課題であり、表面で開国を唱えても、実際にはこれを延期に延期を重ねて時を稼ぐのに成功したのは幕府であつた。オールコックのいう Western Diplomacy と Eastern Policy の対立は、幕末外交の基礎にある問題であつて、これを直映したのが開港開市であつたが、幕府は遂にその延期を五年間、すなわち一八六三年一月一日から五年延期するという、文久二年五月九日いわゆる「ロンドン覚書」を調印したのである。欧米列国は一時日本に譲つたのであるが、それは幕府の対外交渉の結果にほかならなかつたのである。それだけに延期期限が切れるという段階で、慶喜が外国公使の督促を受けて、約束を実現しなかつたならば、幕府のみならず、日本全体が外国から総反撃を受けたであらう。この兵庫開港は慶喜の尽力によつて破綻を生ずるに至らなかつたことは銘記さるべきである。外交に関することになることと幕府は、外国と朝廷との間に挟まつて苦しんだのであるが、殊に慶喜は自ら禁中に二昼夜詰め切つて兵庫開港のため悪戦苦闘した。慶喜は、この開港を延期すると外国の不信をまし禍乱を生ずるからせむ勅許を得べく懸命の努力をして、遂に二月一四日幕府の奏請勅許に成功したのである。

しかし、このため慶喜は、外国人と攘夷派との間に板挟みの窮境におちいり、その開港勅許断行の故を以て激昂した尊攘派から倒幕の反攻を受けるようになったのである。しかし外交には、ハイ・レベルでも、ロウ・レベルでも幕府は朝廷とちがい第一線に立つていた。幕末に緊急を要する諸懸案の処理は、依然として幕府がこれを執行していた。例えば慶応三年四月十三日、兵庫大坂の外国人居留地を定める取極が成立していたので、その実施取きめも行うのは幕府の役人であり、神戸開港に伴い、兵庫奉行の下で大坂から与力、同心を移し船舶港湾業務、警察行政を行うことになつていたのである。⁽²⁾この開港開市の実行は、幾度か延期されてきただけに、またもや延期することは、外国側からの不信挑発を招くことにならざるを

えない。その開港期日が十二月七日と間近に迫るにつれて、兵庫では幕府の代表板倉勝静まさしずなどが列国と折衝を開始していたのである。朝廷当局は 全く対外交渉に当らず幕府に一任しているような有様であつたから、幕府方は相変らず外交処理に当り、列国側もこれと接衝していた。したがつて、大政奉還は対内的にすぎず、対外的には政権移動の変化は見られず、慶喜が日本外交の責任者であるかの如く振舞つていたのである。それは次の如き「復古記」の記録でも観取されるであらう。

十五日、徳川慶喜ニ詔シテ、其政権奉還ノ請ヲ允シ、命シテ、国家ノ大事、及ヒ外国ノ事項ハ、衆議ヲ尽シ、諸侯ノ稟奏、及ヒ命令等ハ、議奏伝奏之ヲ掌リ、其他更革ハ、諸侯会同ヲ待テ之ヲ議定シ、支配地、及ヒ都下取締ハ、姑ク其旧ニ仍ラシム(以下略)(3)(傍点筆者)

右は、二条撰記、徳川慶喜実記として、大日本外交文書(慶応三年十月十五日)の二項「征夷大將軍内大臣徳川慶喜(ノ御沙汰書)」に相応している。それは次の如くである。

大政奉還御允許及外交其他ノ処理ニ関スル件

祖宗以来御委任厚御依頼被為在候得共、方今字内之形勢ヲ考察シ、建白ノ旨趣尤ニ被思食候間、被 聞食候、尚天下ト共ニ同心尽力ヲ致シ、皇国ヲ維持シ、可奉安宸襟 御沙汰候事。

○

大事件外夷一条ハ尽衆議、其他諸大名何被 仰出等者、朝廷於両役取扱、自余ノ儀ハ、召ノ諸侯上京ノ上御決定可有之、夫迄ノ処、徳川支配地、市中取締等ハ、先是迄ハ通ニテ追テ可及、御沙汰候事。(4)(傍点筆者)

これに答えるかの如く、十月十七日には、「征夷大將軍内大臣徳川慶喜ノ上書」(5)において、「外交ニ関シテハ差向詰合ノ諸侯及諸藩士ノ衆議ヲ尽サレンコトヲ奉請ノ件」として朝廷に申進しているが、要するに当面する外交問題には衆議の上処理するということである。

このように外交を実際に執行しているのは幕府であることの証左は、十月二十二日(十一月一七日)、フランス、イギリス両国公使を皮切りに、プロシア、スイス、ロシア、オランダ、イタリアの各国代表に、「大政奉還ノ趣意書」を送つている

のは、朝廷方でなく、幕府老中兼外国総裁小笠原長行（老岐守）であることである。⁽⁶⁾ 小笠原長行は、夙に外国御用掛となり生麦事件に際しては、その交渉にも当り、開港問題で外国公使と応接した外交官であつたが、⁽⁷⁾ この幕府最後の外国事務総裁となつて、この職責を果したのである。また先に英国軍艦イケラス号水兵殺害事件に關して、英国公使パークスと談判したのも小笠原老岐守であり、⁽⁸⁾ 事実において、幕府が政権返上後も対外的には外務省として機能していたのである。⁽⁹⁾

殊に慶喜の外国公使に対する十一月一日（十一月二十六日）附の「大政奉還ノ趣意談述の覚」は、以後も慶喜がわが国の外交に權威をもつているかの如き印象を与えている。そこには大政を奉還せざるをえなかつた苦衷が述べられて、最後に次の如く結ばれているのは注目に値する。

大君に於ては条約中の事は一句一言を残さず履行ひ約信を全ふあるの榮名を得たれば、其招に應し来会ある大小名の會議に於て、外国事情を弁論ある時は其公平の意に聳従させるもの無之るべし、殊に指顧響應ある大小名旗本全国の十か八九分なるは拳論あるに及ばざる事なり

余等莫くは、外国政府に於て平生の情誼を以て全等の同心協力中の一たらん事を深く望む所なり（以下略）⁽¹⁰⁾

と述べ、全国の大名は大部分自分に従うであろうから、その積りで協力を要望すると表明したのである。そのことは、新政府が具体的に対外的な行爲に出ない以上、政権変動によつて生ずる筈の慶喜の対外的地位が実は変わらないことを示したにほかならない。さらに、大政奉還以後、一〇月も一二月も、さらに一二月に入つても、「十四日、大政復古ヲ列藩ニ布告し、各人材ヲ選挙セシム、且朝廷ノ徳川氏ニ於ケル、旧ニ異ナルコト無キヲ論ス」という有様であつたのである。

しかしながら、一二月九日（一八六八年一月三日）の王政復古、すなわち宮廷クーデターによる慶喜追放、幕府体制の廃止、天皇制体制の設置は、事態に非常な変動を与えることになつたのである。いうまでもないことであるが、大政奉還が成立したことは、將軍が天皇に政権を返上したのであるから、幕府を討ち倒す口実がなくなつたわけである。そこで西郷、大久保と木戸などの倒幕派は、ひそかに「討幕の密勅」なる文書を天皇の意志とは無關係に出して、拳兵のきつかけをつくろうと

して、江戸、京阪で幕府を挑発したのである。⁽¹⁾この倒幕派のクーデターは着々すゝめられ、慶応三年二月九日（一八六八年一月三日）に遂にクーデターに成功し、將軍制を廃止し、王政復古を宣言したことは周知の通りである。

王政復古の日に、総裁（皇族）、議定（公卿、諸侯）、参与（廷臣、藩士、庶人）の三職から成る天皇政府（太政官）が組織された。摂政、関白などの古い朝廷の官職は廃止され、新政府の実権は西郷などの参与が握り、三職会議では議定山内容堂等の反対を抑えて、徳川慶喜に辞官納地という、新政府に実権の引渡しを強制したのである。こゝにこの宮廷クーデターで天皇を主権者とする新政府の樹立に成功したのである。

その結果は重大であつた。これについては、二月一六日、慶喜が、仏、英、伊、米、普、蘭、各国公使と大坂城で会見した記録が明示しているところである。それは、フランス公使の「演述」に対する次の如き「慶喜ノ答辭」の中に観取されるであらう。

我祖宗 東照公日本国の政体を立し事大綱立ち万目挙り式百余年上

天子より下庶人に至るまで其徳を尊ひ其沢に浴せざるものなしに然るに宇内の形成一変し 外国と条約を結ひし以来全美の良法も虧缺あるを免れず 余継統の始より此事を熟考して京師と協議し此法を改革せんとすこれ他念あるに非ず 偏に愛國愛民の赤心より余か祖宗以来伝承の政権を擲ち広く天下の諸侯を聚め公議を尽し与論を採りて余国政府の建法変革を定めんと信約を以て 朝廷に寄せたり 此鴻業を成ん為

先帝より遺命ありて

幼主を扶翼する摂政殿下を始宮堂上方数名余か政権を帰する事を諾し乍去諸侯の公議相決する迄諸事は迄の通り政権を執行ふへしとの勅命なるにより専ら其会議の期を待て断然其席に臨まんとせしに 豈料らんや

一朝数名の諸侯兵仗を帯して

禁門に突入し

先帝願命の摂政殿下をはじめ宮堂上を放逐し先朝譴斥の公卿等を引入て代らしめ最前

勅命の旨を交し公議を待たず 将軍職をも廃する事に至れり 余か旗下譜代の諸藩大に憤激し 日本の大法を壊り余国民心に背きし暴戻の罪を責め兵を擧るの他なしと日夜余に迫れり 然れとも最初政權を投寄せしは 畢竟上下の人心を一和する為なるに右様の過激に及ぶは素志にあらず 仮令如何なる正理ありとも余より乱階を醸す事決然為すに忍ざる処なり 故余此禍乱を避んか為一ト先下坂に及ひしなり 然れとも此事他人より視る如き事情にはあらず 余か國を憂民を愛する情より彼兇暴の所業を視るに幼主を挾み

私心を行万民を悩ますは見るに忍びず 何分國の為弁論せざるを得ず 万一異見の向をも告諭し公議と論を問ひ偏に我國の隆治を祈る是祖宗

東照公愛民の余靈に依り

先帝の遺志を繼んと欲し天下と同心協力して正理を貫き事業を遂公議を定めんと希ふの外他なし 就ては余か國と和親の条約を結びし各國は国内の事務に關係するに及はず 都て条理を妨ぐる事なきを要す 余既に条約の箇条残る処なく履行ひしなれば猶此上とも令譽を失ざる様各國の利益を扶け追々全國の衆論を以て我が國の政体を定むるまでは条約を履み各國と約せし諸件を一々取行ひ始終の交際を全うするは余か任にある事なるは諒せらるへし

(続通信全覽)⁽¹²⁾

この慶喜の正々堂々たる論述は、各国公使の同情を寄せることになつたが、さらに二月一四日の會議におけるパークスに対する応答はいよいよ慶喜の真骨頂を發揮したものであつた。抄訳すれば左の如くである。

(前略) 余の政策は、初めから、政府の将来の形態を平和的手段で決定することにあつた。この目的を同じくすればこそ武力で武力に對抗する代りに余は紛糾の舞台から退いたのである。のみならず、帝の宮殿の近くで兵刃を加えることが出来るようなところに居を構えることは不本意であつた。帝は全くの子供であつて、その意のままになる側近によつて動かされているのである。(The Mikado is but a child, who is being guided by those whose hands he has been.) 英国公使から、余に京都の諸大名に協議するようにという帝の命令の意味を尋ねられて、その諸大名が何者をさすのであるかを問うたとき、帝はそれがわからないと答えた。この質問を提出し、書面でこの返事を受けたが、このとき、その命令が帝自らのものでないことが明らかになつた、したがつて余はこの命に従ふ必要がないと思つた。(The Mikado replied that he did not know..... It was then evident to me that the degree was not his own, and accordingly did not feel bound to obey it) (中略)

余は公議政体の方針について可るように帝に命ぜられたが、余が引続き軍事内政の文武両権を掌握するものであるということであつた。日本の主権が誰にあるかについては、日本の何人と雖も疑いないのであつて、帝が主権者である。余の意図は初めから将来の政府については、国家の意志を享けることであつた。もし国家が余にその権力を放棄すべきであると決定するならば、余は国家のために辞任する積りである。(If the nation should decide that I ought to resign my powers, I am prepared to resign them for the good of my country.) 余は五大名が約束を破つたのを知り京都を去つてこの地に引揚げたのは、流血の殺戮を避けるためであつた。ここで事態の流れを見ることにするが、余の決意は変らない。余は大名の大 名 会 議アブタニシキノイハヒの決定に従う用意はある。しかしこのアセンブリーは、本當のものでなければならぬ。薩摩とその追従者だけのものではならぬ。これらの大名が余を攻撃するか否かはわからない。しかしその中には不和が見られる。(中略) 現在、この国の政權が何で何処にあるかは余はいえない。名目的には、若い帝ミカドに在ると見えるが、余自身は帝がある一派の手中にあり、その名の下に命令が出されてもそれは帝自身から出たものではないことを知つてゐる。かかる政權はまづとうな政權ではないと帝に勧告するものである。しかしながら、帝から余が受けるべき応答に余が縛られるものではないと誓イカガヒう次第である。(What or Where is the government of the country at this moment I cannot say. Nominally it would seem to reside with the young Mikado, but for my own part I know that he is at the mercy of a faction, and that though decrees may be issued in his name, they do not really emanate from him; I furnish you with a copy of one that is said to have been issued by him, but which I do not recognize as official. It is my intention to address a protest to the Mikado, advising him that such a government is in fact no government I do not, however, pledge myself to be bound by the answer I may receive from the Mikado.)

この慶喜の毅然たる態度信念は、正月八日の英仏公使に対する左の陳述にも貫かれてゐるのである。

Memorandum of interview with the Taikun, January 8, 1868

Present, her Britanie Majesty's minister and the minister of the Emperor of the French. The Taikun spoke as follows: I became convinced, last autumn, that the country would be no longer successfully governed while the power was divided between the Mikado and myself. The country had two centers, from which orders of an opposite nature proceeded. Thus, in the matter of the opening of Hiogo and Osaka, which I quoted as example of this conflict of authority I was myself convinced that the sti-

pulations of the treaties must de observed, but the assent of the Mikado to my representation on this subject was given reluctantly. I therefore, for the good of my country, informed the Mikado that I resigned the governing power, on the understand that an assembly of Daimios was convinced for the purpose of deciding in what manner, and by whom the government, in future, should be carried on. In acting thus, I sunk my own interest and power, handed down to me by my ancestors, in the more important interests of the country. The Mikado accepted my resignation on the understanding which I named, but desired me to continue the direction of the state as heretofore until the voice of the nation should be taken. (以下略)〔ボンダーライン筆者〕⁽¹⁴⁾

この最後のところで、「御門は余の辞職を上述の了解の下では認したが、今後引きつゞき国家の大勢が決するまで従前通り政府の管掌を続けるよう要望した」ということを明言していることは重要である。すなわち、政権は朝廷に譲つたけれども、天皇は事実上の行政支配を継続することを要請されたことを指摘しているのであつて、それは事実上は將軍が依然として内政外交については責任をもつものであることを明らかにしたわけである。

それにも拘らず、この慶応四年正月の鳥羽伏見の戦いの結果は重大であつた。それは、従来優勢であつた幕府側が軍事的に薩長兩軍によつて覆されたのみならず、政治的に敗北を喫して、これによつて近畿以西の諸藩をして新政府を支持せしめることになつたからである。この敗北によつて幕府側は決定的な打撃を受け、それは単に国内的に維新政府の革命成功だけでなく、対外的に幕府の權威を失墜させることになつたのである。

これに應じて、王政復古の大号令のあと、それは対外的に微妙な変化をもたらしたのである。外国公使の側でも、従来將軍慶喜に対して、His Majesty (陛下) という称号を呈していたのに、それは His Highness (殿下) に変えるに至つた。しかし、幕府を支持する外国方の旗頭であつたフランス公使ロッシユと大阪城で会つた慶喜は、朝廷に対決する動きを見せるに至つたのである。

他方、維新政府側は、一二月一九日以後、漸く対外関係に関心を向けて来た。クーデターによつて慶喜を政治体制の中か

らしめ出した朝廷は、この大変革を対外的に報告することに着手したのである。今まで幕府を倒すことに専念していた新政権は、幕府に代つて朝廷が政権を握つたことを対外的に知らせ、外交を自らの手に収めて、その国際的存在証明を行わんとするのである。その兆しは二月一八日に見出される。例えば、それは「十八日、大政復古ヲ外国ニ報スルノ擬案、及ヒ人オヲ挙ケ革新所ヲ設クル等ノ事ヲ議ス。」⁽¹⁵⁾するようになったのである。

御用之儀候間、今十八日午刻参朝可有之事。

十二月十八日

参 与

尾張大納言殿 各通

越前大藏大輔殿

追テ、今日参朝ノ上、御評定之儀ニテハ候得共、外国事件急務ニ付、先為参考、御用向廉々荒増書取、別紙一帳為見被下候事、

別紙

外国事件、

一外国掛

三条前中納言

松平大藏大輔並家来之内一人

土藩

後藤象二郎

薩藩

岩下佐次右衛門

(中略)

海外各国へ御変革布一告紙、薩藩ヨリ差出分

朕ハ大日本天皇ニシテ、同盟列藩ノ主タリ、此語ヲ承クヘキ諸外国帝王ト、其臣民ニ対シ、祝辞ヲ宣フ、朕、將軍ノ権ヲ朕ニ歸サンコトヲ許可シ、列藩會議ヲ興シ、汝ニ告ルコト左ノ如シ

維新外交の発進

一五 (一一〇一)

第一、朕、国政ヲ委任セル將軍職ヲ廢スルナリ

第二、大日本ノ総統治ハ、内外ノ事共ニ、皆同盟列藩ノ會議ヲ經テ、後有司ノ奏スル所ヲ以テ、朕之ヲ決スヘシ

第三、条約ハ大君ノ名ヲ以テ結フト雖モ、以後朕カ名ニ換フヘシ、是カ為ニ朕カ有司ニ命シ、外国ノ有司ト応接セシメン、其未定ノ間ハ、旧トノ条約ニ従フヘシ

右薩州布告一紙ニ付、朝議ノ一紙

大日本太政官、海外各国ノ公使等ニ移ス、天子、諸外国帝王ト、其臣民ニ対シ、祝辭ヲ宣フ、天子、魯師有司ト詢リ、汝ニ告ルコト如左

として、大体同様の三項をあげているが、その第三項で「条約ハ大君ノ名ヲ以テ結フト雖モ、以後太政官ニ換フヘシ」という点、すなわち条約は太政官が結ぶとして異なるところがある。たゞ最後のところで、「右、從朝廷外夷御応接初ノ儀、實以不容易大事件ニ付、宜ク熟考ヲ被遂、參朝ノ上、見込之旨言上可有之事」とあり、新政府も外交が実に容易ならざる大事件であるという認識をもつに至つたことを示している。事態はこのような推移を見せたのであるが、この具体化にまだ軌道に乗らないうち、慶応四年の正月を迎えたのである。

- (1) 下村富士男 明治維新の外交(昭和三年・大八洲出版株式会社) 二二頁。
- (2) 大山梓著 旧条約下における開市開港の研究(昭和四三・年風書房) 二〇—二二頁。
- (3) 復古記 卷一 一〇・一一頁。
- (4) 大日本外交文書第一卷第一冊一〇頁。
- (5) 〃 〃 五三頁。
- (6) 小笠原老岐守長行 昭和十八年小笠原老岐守長行編纂会発行 第三篇。
- (7) 復古記 二五・二八頁。
- (8) 大日本外交文書 二五、十月三十日(十一月二十五日)幕府外国総奉行等ヨリ幕府ヘノ何「外国トノ交際振ノ件」、これには、朝廷方は無為のままであるので、山口駿河守以下十名の外務担当官が十項目にわたり対策方を申進している。
- (9) 大日本外交文書 二六文書 九八・九九頁。

- (10) 復古記 卷十 二八〇頁。
- (11) 井上清 日本の歴史中(岩波新書) 一一一頁。
- (12) 大日本外交文書、第一卷 六九文書、一七三頁。
- (13) " " 一六四—一六五頁。
- (14) " " 五六文書、一六一頁。
- (15) 復古記 第十一・三〇八頁。

四 神戸事件の勃発

明治維新を文字通り端的に明治戊辰の年、すなわち慶応四年が改元された明治元年に集中的表現を見出すというと、それは稍短絡的に見えるけれども、しかしこの明治元年こそまさに明治劈頭の維新、これ新たになつたことを表明したときであると思われる。それは、それ以前とははつきり異つた特徴的な明治元年一月の事件があつたからである。この明治元年早々、朝廷方の官軍は伏見鳥羽の戦いで幕軍を破り、徳川慶喜は江戸に敗走し、こゝに維新政府は対内的に政権を実質的に握ることに成功したわけである。それは内政的なことであつたが、しかし対外的には、討幕に成功して戊辰戦争を控えながらも、維新政府は、開国和親の新方針を列国に通告したことは重大な意義をもっている。明治新政府は対外的に幕府に代つた新政権であるという宣言を明らかにし、その国際承認を得ることが出来たとき、はじめて明治維新政府はその存在証明をしたことになるからである。それには、鎖攘の旗幟鮮明であつた朝廷は、旗印を下ろして、開国和親の新方向に転換する必要があつた。

この鎖国攘夷から開国和親への一八〇度の転換は、一体いかにしてなされたのであろうか。しかし、従来倒幕に成功したのも、開国和親を実行する幕府を非としたからであつたのに、いまさら簡単に尊攘のスローガンを変更するわけに行かないのは当然である。それには、まず第一に維新政府の中核をなしていた薩長兩藩が、いかなる立場をとつて、その方針を変え

たかを知らねばならない。いうまでもなく、明治維新に大きな役割を果たしたのは、薩長の二藩であったが、この二大藩が尊王攘夷の先頭に立つてきたのである。しかし、この二藩が共に、幕末に攘夷を実際に敢行した痛切な体験をもつたこともまた注目すべきところである。すなわち、薩藩の方は、一八六二年の生麦事件を契機として英国との対立を激化し、翌六三年八月には遂に薩英戦争を招来したのである。しかし、この英国との戦争は、薩藩に重大深刻な影響を与えた。英国のもつアームストロング砲の威力の前に全砲台は破壊され、西洋の近代兵器の採用必要を痛感して、攘夷が無暴で勝算のないことを薩藩は切実に知つたのである。要するに、薩英戦争は、英国の軍艦購入などを通じて英国との和平接近を促進することになつたのである。それはまた、同藩をして攘夷の愚を悟らせ、攘夷論を解消せしめるのに役立つたのである。

次いで長州藩の方は、下関海峡を開くことを要求する駐日外国代表に対して攘夷派の急先鋒として反発し、一八六四年八月に至つて遂に英仏米蘭の四国艦隊の下関攻撃を招くに至つたことも周知の通りである。英国艦隊のキューバー司令官率いる十七隻の連合艦隊は、九月五日から下関砲台を攻撃し、三日間でそのすべてが陥り、連合軍の占領を受けたのである。この下関事件の教訓は、攘夷派の長州藩をして尊王攘夷から開国和親へと向かわしめることになつたのである。このような事態になつていたとき、こゝに奇しくも勃発したのが神戸事件であつたのである。

神戸事件の概要は、慶応四年正月十一日、備前藩兵が外国兵と衝突し、それがもとで連合軍が神戸に上陸して、その中心部を占領するという事態に発展したのであるが、これを明治維新政府は、はじめて幕府に代つて自ら外国公使団と交渉して妥結したというものである。しかしその過程で、新政府側は、強硬な外国側の謝罪要求を全面的に容れ、事件の責任者を死罪に処して、列国側の意を迎えたのである。このため、備前藩士はその責を負つて切腹したのである。この事實は、備前岡山金川町（現在御津町）にある左記の碑文が摘要よく伝えているのでこれを左にかゝけることにする。

瀧善三郎正信君義烈碑 貴族院議員正四位侯爵池田宣政家額

瀧善三郎正信君ハ備前藩国老日置帯刀ノ家臣ニシテ禄百石ヲ食ム 人トナリ膽勇ニシテ氣節アリ 夙ニ武芸ニ精進シテ砲術ニ長セリ 偶慶応三年十二月我備前藩ハ摂津西宮警備ヲ命セラレ同四年正月帯刀藩命ヲ奉シ兵ヲ率キテ任所ニ赴クヤ君ハ砲術長トシテ前隊ニ在リ 十一日神戸ニ達シ居留地附近ヲ通過ス 時ニ外人数名我制止ヲ肯セスシテ隊列ヲ横断シ 或ハ短銃ヲ擬シテ我ヲ威嚇ス 隊士憤激鎗ヲ揮ヒテ之ヲ刺ス 創淺クシテ逃走セシカハ砲ヲ発ソテ追撃ス 英国公使之ヲ目撃シ直ニ公使館守衛ノ英兵及米仏ノ水兵ヲ出動セシム 我隊亦之ニ応ス 帯刀事變ノ拡大ヲ憂ヒ全隊ニ令シテ山手ニ避ケシム 公使等敵意アルモノトシ 陸戦隊ヲシテ居留地ヲ警備セシメ 或ハ要所ヲ扼シテ兵士ノ往来ヲ禁シ 又港内ニ碇泊セル諸藩ノ洋式船舶ヲ抑留セリ 時恰皇政復古ニ際シ朝廷大ニ慮ル処アリ 折衝ノ結果漸ク神戸ノ戒嚴ヲ撤セシメ 発砲ノ下知者ニ切腹ヲ命スルコトニ決セリ 是ニ於テ君ハ潔ク責ヲ負ヒ 二月九日夜兵庫永福寺ニ於テ 徴士参与外国事務掛伊藤俊介以下関係者及英仏普伊米蘭公使館員檢証ノ下ニ從容トシテ自裁ス 時二年三十二ナリ 其悲壯ナル光景ハ列座外人ノ瞻ヲ奪ヒ 日本武士道ノ精華ヲ發揮セリ 而シテ君ノ一死能ク維新最初ノ国際問題ヲ解決シ以テ宸襟ヲ安ンシ奉ルヲ得タリ 藩主池田茂政公ハ特ニ嗣子成太郎ヲ本籍ノ士籍ニ列シ五百石ヲ給ス 実ニ異數ノ恩遇ナリ 頃日金川町長葛城最太郎氏有志ト胥謀リ 碑ヲ君ノ郷里臥龍山下ニ建テテ義烈ヲ不朽ニ伝ヘント欲シ 来リテ余ニ文ヲ求ム余不文ト雖君ノ英風ヲ欽慕スルノ念切ナリ 乃欣然筆ヲ抜キテ概略ヲ記ス

皇紀二千六百季

侯爵池田家囑託従六位

藏知矩撰文

昭和十五年十一月九日

李王職事務官従六位勲六等葛城末治書冊

右碑文は事実を伝えて余すところがない。こゝに問題となるのは、それに対する維新政府の対処ないし処罰過程である。列国の要求を受けた新政府の立場は苦しくなつた。備前藩は新政府の立場を支持する中国地方の大藩であり、しかも藩主池田茂政は攘夷主義者として名高かつた徳川斉昭の子であつて、同藩は攘夷の理念で行動していたのである。政府は列国の要求に従つて備前藩から責任者を出させ、これを処罰する旨の通達を行うことに決定したのであるが、もし朝命に備前藩が応じない場合は征討もやむをえないとまで決意していたのである。こゝに明治政府のなみなみならぬ覺悟が見られると同時に、その裏には備前藩を犠牲にしても、明治政府が対外的危機を打開して生き抜こうとする姿勢が見られるのである。

従来、この神戸事件がテーマにとりあげられるときは、幕末から維新にかけて頻発した尊攘運動の一端とされてきたので

ある。例えば、わが国における日本政治外交史の最高權威たる岡義武教授も、この神戸事件を、「維新後における攘夷的風潮の残存」のケースとして、問題を設定されている。その論述は、神戸事件―外国公使謁見問題―堺事件―イギリス公使襲撃事件―パークスの拝謁という文脈の中で、この事件が最初にあげられている。いまその関係部分を摘要すれば左の如くである。

〔前略〕さて、明治政府は成立匆々、忽ちにして排外事件の勃発に直面することになった。すなわち、さきに引用した布告の公にせらるる直前である慶応四年一月十一日、備前藩家老日置帯刀が藩兵を率いて西宮に赴く途中神戸にさしかかつたとき、攘夷の熱に未だ燃ゆるこの備前藩兵はその行列の先頭を横切つたフランス水兵を射撃し、それを端緒として附近において外国人とみればこれに射撃を浴びたのである。しかも、諸公使はその近くに居合せてゐた。この有様を見るや、イギリス、アメリカ、フランスの諸国の兵は直ちに出動、備前藩兵と交戦、これを撃退し、神戸への東西の入口を占領して、日本兵士及び刀を帯びたものの往来を禁じ、他方、兵庫港内に碇泊してゐた諸藩の艦船を保障として抑留するにいたつた。いわゆる神戸事件がこれである。〔1〕

この神戸事件のスケッチは、摘要よくその内容を紹介しているが、これによると、この事件はやはり「攘夷の熱」にもえる備前藩兵が外国兵を「射撃」したということになつてゐるのである。すなわち、尊攘運動の一事例という形でとりあげられてゐるわけである。たゞこの点を少し詳しく調べてみると、生麦事件などちがつて攘夷の武士が外国人を殺傷した事件ではないのであつて、衝突そのものでは死傷者は一人も出てゐないことから、この事件を攘夷線上の外国人殺傷テロ事件ではないことが判明するのである。事実関係においてもフランス兵を刀で傷けても、「射撃」してはゐないことが注意されるべきである。この点では明治維新史家として第一列にある石井孝教授も「襲撃」という表現をされていることは同様である。

しかし、襲撃という言葉は、襲^せいかゝることを意味するから、やはり備前兵の方が先に手を出したということになる。〔2〕

こゝでまず問題となることは、神戸事件が生麦事件や堺事件とは異質の事件ではないかということであつて、岡教授の先にあげた記述はきわめて明快で疑問の余地がないか見えながら、この中でいくつかの部分は検討を要するのではなからう

か。教授は、イギリスのパブリック・レコード・オフィスに保管されている当時の駐日公使館からの本国政府宛報デイスパッチを参照されていて、それに基いて右の事実関係を書かれただけに、流石に原史料に当たっていないセコハン史料のような誤りを犯していない。^{*}高名な明治専門史家でも、例えば渡辺幾治郎帝室編修官が「出来るだけ精確な資料」で著わされたその記述で、「明治元年正月十一日、備前藩の家老が兵を引率して京都に上る途中、兵庫において英国海軍将校を殺傷した。港内碇泊の外国軍艦数隻は、水兵を上陸せしめて通路を遮断したので、大事件となつたが、家老某の切腹によつて、纒ひたかに落着した」としている。渡辺論文では事実関係において少くとも二つの誤りがあるからである。その第一は、「英国海軍将校を殺傷」ということが事実と相違しているのであつて、英国海軍将校でなく、フランス水兵が負傷したにすぎないからである。殺傷は負傷とちがつて重大であるが、傷ついた水兵は逃げて拳銃をもち出した位であるから軽傷である。第二は、「家老某」の切腹ということは間違つていたのであつて、瀧善三郎という百石の一武士が切腹したのであり、家老日置帯刀は謹慎を命ぜられたにすぎないからである。

兵庫県の正史である兵庫百年史においても、「一アメリカ兵が隊列の前を横断しようとし、隊士に制止された。これをみたイギリス水兵が第三砲隊長瀧正信にピストルを向けて威嚇した。瀧の命令で隊士が水兵の腹に長槍の一撃を加え、その逃亡するのを先手の銃隊が射撃したが、部隊はそのまゝ行進した。しかし備前兵の銃弾はイギリス領事館に達した。パークスは、各国軍艦に信号させ、たゞちに各国連合の陸戦隊が編成された。アメリカの海兵隊、イギリス兵の半数は備前兵を追跡し、イギリス兵は生田川原で備前兵をいつせいに射撃した。備前兵は散開して応射したのち、山手新道にはいつた。(中略)また各国兵は在泊の諸藩汽船六隻を物的証拠として抑留した」とある。⁽⁴⁾

これもまた不正確である。一アメリカ水兵とあるが、横切つたのがフランス水兵であることは、フランス人の証言でキャリエールという名前であることでも明らかであるからである。隊士に制止されたことは確かであるが、こゝで「イギリス水

兵が瀧にピストルを向けて威嚇」というのも間違いで、ピストルをもち出したのはフランス兵である。瀧の命令で隊士が長槍で一撃したのは事実であるが、その逃亡するのを射撃というのは誤りであるのは、砲術隊長として「鉄砲」という号令をかけたけれども、それは空に向つての威嚇空砲であつたからである。現に近距離で射撃すれば当然当る筈なのに、キャリエールは撃たれないで逃げているのである。これについては、ドイツ人が人間をねらつて射つたのではないとはつきりいつてゐるからである。(All the guns were directed toward the open place, none toward me, I did not hear a distinct direct order given, といつてゐる。〔後述フリードリッヒ・フォン・フィッシャーの供述書による。英国外交文書館所蔵文書 F. O. 46, p. 223〕)

総じてパークス公使以下、英国人の記述について検討を要するところである。とりわけ当時神戸において、パークスを補佐していたアーネスト・サトウの記すところが、神戸事件に関する限り、事実が枉げられていて、信憑性が少いからである。例えば、かの有名な「一外交官の見た明治維新」Sir Earnest Satow, A Diplomat in Japan (London, Seeley, Service & Co. Limited 1921, p. 316) の中に「備前事件」という一章でこれをとりあげてゐるが、その誤りは次の箇所である。「二月四日、この日早朝から備前の兵士が神戸を行進しつゝあつたが、午後二時頃、その家老其の家来がその行列のすぐ前方を横切つた一名のアメリカ水兵を射殺した。」(Shot an American sailor who had crossed the street just in front) と書いてゐる。また本件「の蔭の主役であるパークスの自伝記によれば、「下にゐる」の命令に従わなかつた外国人は、「弾丸を雨あられのように注がれて逃げた」(had to fly for their lives under a shower of bullets)(F. V. Dickins and S. Lane-Poole, The Life of Sir Harry Parkes, China & Japan (London: Macmillan Co.: 1894 vol. II, p. 82)) といつてゐるのもよくなご。

幕末から明治初年にかけて十年以上も在留しジャパン・ヘラルドなど英語新聞を編集したジャーナリスト、J・R・ブラックのヤング・ジャパンでも、やはり、土下座しなかつた米国人は銃でこずかれ英国人従者も銃をつきつけられ、日本兵は引金をひいたりし、行列を横切つたフランス人は切捨ての命令にあつて抜刀して傷けられ、備前兵は、「外国人と見れば誰

でも見やかいなく射も倒した」(They fired down the street indiscriminately at every foreigner they saw wounding severely an American sailor) Jhon Black, Young Japan, Yokohama and Yedo. 1858—79. Oxford Univ. Press 1968) vol. II, p. 146) じつじつ、サムエル・モルマンも、備前兵は明らかに外国人に喧嘩をふっかけようとした (evidently intend on quarrelling with the foreigner) とし、日本人は、「外国人と見れば誰でもかまわず追撃をかけた」(“the Japanese firing in pursuit, not only at them but indiscriminately at every foreigners who appeared.” Samuel Mosmann, New Japan, (London: Jhon Murray. 1873) p. 291) として、当時の日本人は排外熱が盛んで外国人に危害を加えんとしていたかの如く書いている。しかしアメリカ兵が実際に射たれたのであればアメリカ人の証言で出て来る筈なのに、一八六八年二月七日兵庫において海軍士官のいうところでは、「本月四日午後外国人に発砲した部隊の状況と兵力に関する供述書」には次の通り記されている。

「その日私は神戸の山手に向つて三人の士官と一緒に歩いていると、一団の兵隊が通りを自分の方に向つてやつて来るのが見えた。二十ヤード位のところに近づく、指揮官が荒々しく何かいつたが、それは自分にどくようにいつていることが分つた。そこで私はどいて全部隊が行つてしまふまで道のそばに立つていたが、その間中兵隊の多くがからかつているのかどうか意味はよく分らなかつたけれども、とにかく私を大声でののしていた。私の判断では彼等は七百名から八百名の兵力であつたと思われる。

英国軍艦オーシャン号乗組

フランク・ルーグルモント海軍中尉

上記士官と同行し右供述書を確認する。

R・ガードン英海軍大尉

W・グルニー米海軍中尉

ガロック米海軍主計官」

〔供述 F. O. 46 p. 204〕

これによれば、英海軍士官がいつたことをアメリカ海軍士官が確認していることから明らかなように、アメリカ人は殺

傷などされた当事者ではなかつたことがわかるのである。

このほかいま一つこの事件の体験者の手記の一部を参照してみるといよいよサトウのいうところは信用できなくなるであらう。すなわち、「ジャパン・クロニクル」に掲載されたF・ケリーの「パイオニア」手記には次のように書かれているのである。

「備前藩兵が居留地の北側添いの道路を東に向つて進んでいるときに、反対側の道路の居酒屋から出て来た外人水兵が、隊列を通り過ぎざまに、暴に、備前兵の中を押し分けて行こうとした」(rudely jostled the Bizen troops when passing through their ranks)とあり、次にあるのが、「どんな文明国でも非常に重大な慣習違反とされている行為に激昂しながらも備前兵は東に向つて行進をつらげつゝ、外国人のいやがらせ共にバラバラと何の危害も与えない数発を射つた (Irritated at contact which in all civilized countries would be treated as a very grave offence, the Bizen men, still continuing their march eastward, fired a few and harmless shot at their foreign tormentors) という箇所である。〔一九三三年・五・一九・ジャパントニクル所載 Another Version of the Bizen Affairs 一六〕

〔傍点筆者〕

これを素直にとれば、欧米文明国でも軍隊行進を横切るのは重大な無礼行為とされていることをやつてのけた外国兵の振舞に憤慨した備前兵が反発して威嚇射撃をしたにすぎないのである。これはロシア人の証言でも明らかである。それにも拘らず、外国側は、これを日本側の無法な挑発として、大がかりな反撃行為に出たのである。

以上は、この事実関係を、主としてロンドンのパブリック・レコード・オフィスにある当時の駐日外交官から本省宛公信の中にあつた証言記録の一部から検討したにすぎないが、これについては彼我双方の記録に當つてみる必要がある。この詳細は後に譲ることにし、こゝではたゞ、神戸事件の発端がいかに誤り伝えられているかをあげたにすぎない。外国側の記録でも、英仏普(ドイツ)と各国人の記述は相違していることを注目したいと思う。

これを日本側の史料からみると、外国側よりも遙かに精密な事実関係が明らかにされるのであつて、それについては、衝突当事者たる備前藩の記録がまず第一に重視されなければならぬであらう。筆者は、備前藩の所在地岡山に赴いて、その関係史料を当時の重臣の後裔から直接に貸与されたものを参照して事実を明らかにしようとして試みた。もちろん、事件の責任を負つた滝の嫡流に面晤して、自刃に關する遺品など関係資料にも當つてみた。このような我が国で探りあてられるものについてアプローチはしたけれども、しかしこれは日本史の専攻でもない筆者には力及ばないところも多く、またすでに先達が詳しい著述をされているので、こゝではきわめて一般的な形で紹介だけをするにとどめた。その代り、この事件のもつ意義を従来とはちがつた観点に立つて考察することに重きをおいた。それは、今まで、この神戸事件のとりあげ方が、攘夷事件の一駒としてであつて、これを外交事件ないしは、対外的意義という視座からはとらえていなかったと思われるからである。

この意味において神戸事件は、いわば、明治維新の盲点であつて、このうけとめ方のちがいが問題であるだけに、新しい鉅脈をさがして洗い直すことが必要であらう。それは、上述した外国側文書に基く外国人の供述からも知られるところであるが、それについてはまた後で詳述することにする。

* 岡教授は、復古記（第一冊卷十八明治元年正月十一日）を参照されているかに思われるのは、たしかに「日本人銃ヲ放発シ、差別ナク外国人ヲ見テ放発ス然レトモ幸ニシテ外国人死スルモノ二人ニスキス云々」とあるからである（昭和五年東京帝国大学蔵版五三〇頁）。たゞ、その最後に「此書外国人ノ草スル所ニ係ル且訛誤読誦ニ難キモノアリ」という附記があるのを見ると、結局それは外国側資料によつたことになる。しかし、この点を備前藩側の資料によれば、外人側が先に飛道具でねらつたということである。これは、実際にこの衝突事件に際会している篠岡八郎述「灌善三郎自裁之記」が最も正確に記しているところである。これについては後に詳述する。

(1) 国家学会雑誌 第五十三卷 第三号 三四頁。

(2) 石井孝著 明治維新の國際的環境（昭和三年 吉川弘文館）六三四頁。

(3) 渡辺幾治郎著 明治維新と現代日本（昭和十六年 東洋書館）一二二頁。

(4) 兵庫縣百年史 昭和四二年 七五頁。

(5) アーネスト・サトウ 一外交官の見た明治維新 坂田精一訳 岩波文庫下巻、三〇頁。

五 事件の解決経過

この神戸事件についてのわが国側資料は、意外に豊富多彩である。殊に本件に直接関係のある岡山備前藩のものは注目値する。⁽¹⁾それは、神戸事件に直接かかわった現場証人の手記などを含めて、岡山県金川の郷土史家の熱心な資料探求の成果にほかならない。維新当時の本件に直接関係した当局者、東久世通禧、伊藤博文、五代友厚などの記録もまた頗る貴重である。しかし、本稿においては、大日本外交文書に基く史料点検に重きをおき、そこに見出される維新政府当局の外国に対する対応経過、および神戸事件の処罰過程に焦点をあてることにする。

＊

神戸事件についての最初の公式記録は、大日本外交文書第一巻第一冊八七項〔二月十一日(二月四日)〕である。それは左記の如くである。

「兵庫、神戸及其他ニ於テ各国公使ノ揭示シタル注意書」

本日松平備前守家臣池田伊勢日置帯刀神戸町通行之節右両人供之内より無故槍戟砲器を以之外国人え襲候ハ何故ニ候哉早速申訳ニ罷出可申候若各国公使とも満足様する申訳不相立ニ於てハ弥外国え対し干戈を動し度御見定め猶外国よりして処置ニ可及候左候ては只備前藩ニ不限日本国中之大災難ニ可相成事

正月十一日

右各国公使より被申出候事

Notices posted by the foreign representatives, in Japanese, throughout Hiogo and Kobe, and also sent to Osaka, and in different parts of the country.

No. 1.

To-day, as Ikida Isé and Hikei Tade Ware, retainers of Matsudaira Bezen No Kami, were passing through the town of Kóbé, their followers, without provocation, attacked and wounded foreigners with spears and fire-arms. You must immediately come forward and explain this matter. If full reparation be not given, it will be assumed that you are the enemy of foreign nations, who will take measures to punish this outrage. It must be borne in mind that this matter will then concern not only the Bizen clan, but may also cause grave trouble to the whole of Japan.

This declaration is made by all the foreign representatives.

Hiogo, *February* 4, 1868.

No. 2.

In consequence of the outrage committed yesterday by Bezen's men, the foreign men-of-war have seized all the steamers owned by Japanese anchored in the port of Hiogo. This is because, as stated in the proclamation of the foreign minister issued yesterday, the affair concerns not only the clan of Bezen but all the clans throughout Japan.

The adove notification is issued by the representatives of all the powers.

FEBRUARY 5, 1868.

No. 3.

In consequence of the outrage committed yesterday by the retainers of Matsudaira Bezen No Kami, the foreign powers are taking their own measures, but those measures do not affect either the townspeople or the villagers, who should carry on their avocations quietly and without excitement.

The adove notification is issued by the representatives of all the powers.

FEBRUARY 5, 1868.

No. 4.

In consequence of the outrage committed yesterday by the retainers of Matsudaira Bezen No Kami, foreign powers have taken measures for the protection of this place, still all persons, with the exception of men bearing arms or carrying swords,

will be allowed to pass through freely.

The above notification is issued by the representatives of all the powers.

FEBRUARY 5, 1868.

八八 一月十二日 兵庫、神戸及其他ニ於テ各国公使ノ揭示シタル注意書
(二月五日)

一 神戸事件ニ因リ各国軍艦兵庫港内ノ日本船差押ノ件

二 神戸事件ニ因リ各国ノ行フ処置ハ町方村方ノ者ニハ關係ナキヲ以テ平静ヲ求ムルノ件

三 神戸事件ニ因リ各国ハ警備ヲ行フモ武器ヲ帶フル者ノ外ハ通行可能ノ件

昨日備前人数乱妨ニより各国軍艦よりして兵庫港内碇泊之日本人所持蒸之氣船差押候右昨は日各国公使より被申出候通備前藩ニ不限惣て日本國中諸藩え關係有之ニ依て也

正月十二日

右各国公使より被申出候事

いまこゝに英文をあげたのは、それが恐らく日本政府に対してよく国民全体に対して呼びかけた初の声明であるばかりでなく、その内容が西洋列国の日本全体に対する高圧的威嚇にみちみちたものであるからである。薩英戦争、あるいは下関の戦闘で西洋列強の強大な近代兵器の威力の前に完全にたゞきのめされた痛切な体験を身近かにした日本人にとつて、このような高飛車な申入れがどんな衝撃であつたか想像に難くないであろう。この「外国公使ノ揭示シタル注意書」の衝撃は、今日の米国が日本に対してその経済摩擦について申入れをしたことの比ではないであろう。もし日本が外国側の満足の行くような回答をしなければ、これからは外国に刃向うものと見なされて、西洋列強は断固たる処置に出るといふのであつて、それは、たんに備前藩だけの問題でなく、日本国全体の大災難になるだろうと恟喝しているのである。

しかも、その翌日には、単なる嚇かしではなく、実際に前掲八八文書に示されるように、兵庫港に碇泊していた日本汽船

すべてを抑留するという挙に出たのであるから、そのすさまじさには驚倒せばんかりであつたにちがいない。

なお、その抗議内容で特徴的なことは、一方的に日本側が外国人を襲撃したときめつけていることである。日本文では、「無故^{ゆゑなく}」となつてゐるが、英文では“without provocation”(挑発されることなく)となつていて、外国人の方が被害者で、日本人の方から襲いかゝつたということになつてゐる。しかし、事實はどうであつたかについては、全くふれていないから、これをそのままにとれば、攘夷の備前藩兵が理由もなく外国人に襲いかゝつた加害者であることになつてゐるのである。

明治維新早々、開港場もない神戸の街で外国人と日本人が衝突したという事件が、このように日本の側から仕かけた襲撃であるときめつけられたことは問題である。真相は果してどちらが先に挑発したのであるかということについては、何も説明なく、これが日本が公表した最初の外交文書に明記して載せられていることは重大なことである。この事実関係が何も検討されることなく、神戸における衝突事件が日本外交史の公式項目として通つてゐることは問題である。これに倣つてか、神戸事件には誤り伝えられていることが多い。われわれが今日第一にあげられる日本外交史の権威書で、このまゝに紹介されているからである。清沢冽著「日本外交史」や鹿島守之助博士の手に成る外交史、日英外交史などでも、神戸事件については誤述が罷り通つてゐるのである。^(と)

このような一方的な外国からの抗議を受けた新政府当局は、いかなる対応を示したであらうか。それは次の二月一三日附の外国公使宛の信書に示される通りであつた。

Mikado's officer for Foreign Affairs

To The Envoy

The Mikado agree the demands of the Foreign Representatives.

His Majesty considers that the demands of Foreign Representatives for the punishment of the outrage committed by Bizen's

retainers are perfectly reasonable, and will inflict that punishment. You will communicate this at once to the Foreign Representatives.

13th February 1868

Date Iyo nokami.

Kanjo—Saki no Chunagon

To Higashi-kuze—Saki no Shoshō

Translated Earnst Satow (e)

【マンダーライン筆者】

これは、アーネスト・サトウが朝廷からの連絡文を英訳したものであるが、これを見ると、本件について、天皇は全く文句なく備前兵のやつたことを暴行と認め、これを処罰することは完全に正当としているのである。これを邦訳してみれば左の如くである。

御門の外交掛り官から使節への信書

御門は外国代表の要求に同意す

天皇陛下は、外国代表が備前侯の家来の犯した暴行に対して処罰を要求したことを全く正当であると考えられ、その処罰を課せられるであらう。貴下はこのことを直ちに外国代表に伝達されたい。

一八六八年二月十三日

伊達伊予守

(官叙先の中納言)

と東久世(先の少将)

これにひきつづいて、次の宣言が外国公使に伝達されたことは、維新政府の基本姿勢を明らかにしたもので、極めて重要である。

一月十五日（二月八日）

外交ニ関スル布告書

外国之儀ハ、先帝多年之、宸憂ニ被為在候、先帝幕府從來之失錯ニヨリ、因循今日ニ至リ候、折柄世態大ニ一變シ、大勢誠ニ不被為得己比度、朝議之上、断然和親条約被為取結候、就テハ上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充実シ、國威ヲ海外万国ニ光耀セシメ、祖宗、先帝之、神靈ニ対答可被遊、叡慮ニ候間、天下列藩士民ニ至ル迄、此旨ヲ奉戴心力ヲ尽シ、勉勵可有之候事、

但是迄於幕府取結候条約之中、弊害有之候件々、利害得失公議之上、御改革可被為在候、猶外國交際之儀ハ、宇内之公法ヲ以取扱可有之候間、比段相心得可申候事、⁽⁴⁾

これと共に、同一月十五日左の如き「居住地通行ノ際ノ心得を参与兼外国事務取調掛東久世通禧から薩長両藩への達書」が出されたのである。

此節、外国御交際之儀、格別御大切之場合ニ付、信義ヲ本ト被遊候、御趣旨ニ就テハ、外国人居住地通行之節、彼へ対シ無礼不法之振舞無之様、
敵重ニ取締可致事、

正月十五日

東久世前少将⁽⁵⁾

これが出されることによつて、新政府は外国公使団から意外な好評を博したのであつて、新政府はかつての朝廷とちがつて、外国との和親を旨とすることを印象づけ、天皇政権の承認、すなわち明治政府の国際的認知を受けたことに成功したのである。

なお、通説では、一月十五日（二月八日）に、王政復古の対外宣言がなされたことになっている。それは、慶喜が前年十二月外交権がひきつづき幕府にあることを各国公使に承認させ、また正月三日に薩摩藩との戦争で各国から中立の承認をとりつけたことに對する對抗措置から、この天皇政権の対外通告が緊急至上のことになつたからである。そこでかの有名な布告を發したのである。⁽⁶⁾

「日本国天皇、諸外国帝王及其臣人に告ぐ。さきに徳川慶喜政権を帰さんことを請う。制して之をゆるし、内外政事は之を親裁す。す

なわち曰く、従前の条約、大君の名称を用うといえども、今より後はまさに天皇の称を以て換うべし。而して諸国交接の職、専ら有司等に命ず。各国公使、この旨を諒知せしめよ」(原文は漢文、日付は一月十日)

この日付が一月十日になつてゐることは看過出来ないところである。もしこれが十五日に東久世特使が外国公使に会見の際出したものとすれば、この十五日の日付であるべきであるのに拘らず、十日であるのは、神戸事件が十一日に勃発しているからである。これが十五日であるとなると、十一日現在維新政府は、未だ開国和親宣言を出していないから、旧い日本に伝統的な攘夷原理が通用しているわけであるので、備前藩に対し事件の責任を追求問責出来ないわけである。島崎藤村の言葉を仮りるならば、「世が世なら、善三郎は無礼な外夷を打ち懲らしたものととして、むしろ御褒めにも預かるべき武士だと言」わるべきものである。⁽⁸⁾したがつて、備前藩処罰の合法的根拠をつくるためには、十日にこの宣言がなされたことにしなければならなかつたわけである。これについては、岩倉公実記が「王政復古ヲ外国公使ニ報告スル事」という一項を設けた中で、「正月三日三職朝堂ニ会シ徳川慶喜ヲシテ召命ヲ外国ニ伝ヘシメンコトヲ議ス」云々と書かれ、また「十一日正親町公董ヲ大坂ニ遣リ王政復古ヲ欧米各国ニ報告スル国書ヲ通禧ニ附シ通禧ヲシテ其事ヲ專掌セシム」⁽⁹⁾とあるに拘らず、これは復古記のどこにも記録されていない。それ故、十五日通禧が仏英伊米普蘭六国公使に神戸で会見した際に出されたものとするのが当然であり、日付だけを十日にしたと解しても失当ではないであらう。大日本外交文書がこれを一月十五日附九九文書の後の附属書につけてゐるのも、それが後から作為したものを裏付けてゐるのと思われる。

この九九文書、すなわち「兵庫ニ於テ勅使東久世通禧、仏、英、伊、米、普、蘭各公使ニ大政復古ヲ報シタル会見記」は、維新政府がこの基本姿勢を鮮明にしたものであつて、きわめて重要であるから、それを掲げておく。

戊辰春正月十五日

勅使東久世前少将徴士岩下佐次右衛門伊藤俊介寺島陶藏陸奥陽之助各国公使ニ応接書

慶応四年戊辰正月十五日於兵庫東久世前少将殿在留六ヶ国ノ公使ト御応接之書取

勅使曰今日ハ

天皇ヨリ各国ニ布告ノ為ニ參リタリ

右御演舌アリテ御布告ヲ各国公使等ニ渡サル

仏公使曰ク仏公使ハ日本ニ在留スル事尤モ多年ナルヲ以テ各国公使ニ代リ応接ヲ演舌セン事ヲ願フ乃曰ク自今

天皇御國政ヲ執リ御全国治平ニ及バ、各国共ニ悦ブ所ナリ

勅使答テ曰ク 天皇親ラ國政ヲ裁スルニ於テ固ヨリ全国信服スルハ論ナキナリ

各国公使曰ク 天皇親ラ政權ヲ執ルノ以後其ノ政令既ニ全国ニ及ビシヤ亦有司ニ命シ外國事務ヲ司ラシム何人カ其任ヲ得タルヤ

勅使曰ク 仁和寺宮外國事務總裁ヲ蒙リ其余京師ニ於テモ其ノ任ヲ蒙ルモノアリ且ハ政令ノ事ハ近日徳川慶喜反逆ノ次第アリテ未タ政

令ヲ全国ニ布クニ至ザレトモ不日ニ追討平定セン

此間ニ外國事務掛リノ公卿諸侯等ノ姓名ヲ達ス

各公使曰御布告ノ文ニ徳川氏政權ヲ返ス云々ト云フ然ルニ今勅使ノ言ニ曰ク徳川慶喜反逆云々然ニ今日猶内乱中ナルヤ

勅使曰慶喜江戸ニ歸リ罪ヲ待ツト云フ然ルニ未タ其服従スルノ状ヲ見ズ

各公使曰ク徳川慶喜江戸ニアリ罪ヲ待ツト云フ然ルニ猶ヲ征討セラル、ヤ

勅使曰ク今現ニ使節江戸ニ遣ス而ルニ未タ其返答ヲ得ズ

各公使曰今日指當リ此地ニ一事件アリ其訳ハ先日備前侯ノ家臣途中云々ノ事アリ故ニ不得止事各國兵士ヲ出シ警固シテ安全ヲ圖ル此ハ

総体ノ規則ニモナケレトモ止ヲ得サルノ事ナレハ此ノ所置ハ如何ナルヤ

勅使曰以後日本政府ヨリ当地ノ警衛ス可シ

各公使曰政府ヨリ御警衛アレバ如何様ノ事件起リテモ政府ニ引受ラル、ヤ

勅使曰固ヨリ

又曰今日布告ノ勅書ハ直ニ各ノ本国帝王臣人ニ布告セラル、ヤ

各公使曰唯今御尋ノ一条ハ追テ貴客可致ナレド前々云フ備前ノ事ハ猥リニ外国人ニ乱妨云々以後 天皇御親政ノ事ナレバ必ズ政府ニ於

テ御所置ニナルヤ勅使曰固然リ

各公使曰備前乱妨ノ事ニ及テハ談ズルモ怒リ堪ザル次第ナリ況ヤ各國公使ニ對シ砲発ノ事情等全ク文明ノ國ニ於テ有ル可カラザル事ナ

り

勅使曰此ノ所置ハ各国ノ公論ニ任シ且ツ 天皇ノ親裁ヲモ受ク可シ

各公使曰備前乱妨ノ所業ハ下賤ノ者ノ作業ニモ非ス乃チ一大諸侯ノ大臣自ラスル事ナレバ今日外国守固ノ兵ヲ解クノ後日本政府ノ守衛ヲ得レバ決テ右様ノ乱妨ノ事有ル間敷哉

勅使曰今日当所警衛ノ事ヲ薩長兩國ニ命ズ以後右様之義決テ有ル可カラズ

此間ニ薩長エ命セラレタル御書付ヲ各国公使ニ見セル

各公使曰然ハ自後如何様ノ事出来スルトモ天皇ノ政府ニ於テ御引受ナルヤ

勅使曰然リ

各公使曰此六人ハ六国ノ公使ナレバ貴國ト和親交信セン事幸甚ナレトモ自後若シ御違約等ノ事アレバ大ニ貴國ノ大事ニ及バン

勅使曰固ナリ然トモ今日談判スル処ハ特ニ兵庫港ノミニ就テ云フノミ横浜其余ノ諸港ハ未タ政令ノ行レ難モアラン併シ是等モ不日ニ

天皇ノ政府ニ帰スルヤウアル可シ

各公使曰固ヨリ当今 天皇御政令ノ行ハル、ノ土地ニ就テ云フナリ

又曰今日薩長侯ニ当地ノ警衛命セラレタル事ヲ市中村中ニ触ラレタシ且ツ備前乱妨ノ事ハ各国ノ公論ヲ受ケ 天皇ノ親答アル可キノ仰

セナレバ唯今直ニ口舌ヲ以テ申シ演難シ近日ノ中熟考ノ上書取ヲ以テ申上可シ

勅使曰ク諾

又曰以後薩長兩藩ヲ以テ当地ヲ警衛スレバ外国人ノ安全ハ勿論ノ事トナレハ願クハ当地在留ノ外国人ヨリモ日本人エ対シ乱妨ナキヤウ

各ヨリ達セラレタシ

各公使皆曰早速相達ス可シ

勅使曰近日日本諸侯ノ蒸氣船六艘ヲ外国エ取押ラレタルノ事ハ如何ノ所置ナルヤ

各公使曰ク先日備前乱妨ノ砌ハ未タ政府ノ御布告モナキ間ナレハ先ツ右之船ヲ引留置タリ併今日ヨリ万事政府ニ御引受トナレバ早速夫

々返却ス可シ

又曰東久世卿ニ兩三日間ハ当地ニ在留致サル、事ヲ願フ其訳ハ各人ヲシテ安心セシメン為ナリ

勅使曰諾猶此地全權ノ者交代スルマテハ滞在ス可シ

各公使曰先日ヨリ各国ノ公使商人大坂ニ滞在スル処彼地ノ変ニヨリテ此所ニ来ル然ルニ当所ニハ在留ノ家モ無之故ニ速ニ帰坂セン事ヲ願フ猶再ビ御案内ヲ待ツ可キヤ

勅使曰彼地モ未タ混雜相止マラザル中ノ事ナレバ追テ此方ヨリ案内ス可シ

各公使曰然ハ御案内マデ待ツヘシ然レトモ帰坂之上ハ当地同様御守衛等アルベキヤ

勅使曰諾然リ

各公使曰先刻ノ御談判ノ政令未タ行ハレザル開港ノ諸港トハ何等ノ土地ナルヤ

勅使曰横浜長崎箱館ノ三港ナリ尤モ長崎ハ速ニ所置ス可ケレトモ横浜ハ何時ヨリ支配スル事ヲ言ヒ難シ

各公使曰長崎ハ近日ヨリ御所置ニナルナレバ彼地ニ住スル外国人エ怪我等無之様ニ其ノ朝官ニ命ゼラレタシ

勅使曰諾

各公使曰ク今日ノ御応接ニヨリテ各国公使モ大ニ安心シ甚ナリ

勅使曰彼ノ布告ノ勅書ハ直チニ本国ニ送ラル、ヤ

各公使曰諾速ニ達ス可シ

勅使曰ク今日応接スル処ハ先ツ前条ノ如シ猶貴方ヨリ談判ノ事アレバ承ル可シ

各公使曰今日ハ先ツ別条申上ル事ナシ

勅使曰今日ハ各国公使ニ面会イタシ甚タ満足ニ存ズ猶委細速ニ 天皇エ奏聞ス可シ

〔傍線筆者〕

こゝで注目されることは、この会見で維新政府が幕府に代つて日本を統轄する能力と意思があるかを列国公使によつて試されてゐることである。いわば、神戸事件において、未だ外国に信用の薄い新政府が本當の開国和親を實踐するものであるか、その誠意と実力を示すことが出来るかを列国はテストしてゐたのである。これに対して、勅使東久世は、テキパキと応待し、明治政府は神戸事件の処理について外国の要求を受け入れ、天皇自らこれを「親裁」といふ、幕府とちがつて明確な答確約を即座にしたことで信用をつけるのである。

この神戸事件を契機にして、新政府は外国公使との接触が出来るようになったことは重要である。外国公使も、これで

「今日ノ御応待ニヨリテ大ニ安心シ幸甚ナリ」という反応を示し、勅使もこれに「甚々満足」したのである。これについて、東久世は後年その回想録で、「此時各国公使等相語るには兼て幕府の役人の話に朝廷の公卿は大かた愚昧にて只だ尊大に構え、一向事理を解せぬ人のみなりと聞きたるに東久世殿は能く事理を解し応接も簡短にて即決の返答をする処実に感服なり日本に來りて斯様に応接よく分る人を見たる事なし」といわれた旨語つてゐる。⁽¹⁰⁾とにかく、神戸事件で朝廷が幕府に代つて外交的なイニシアティブを發揮し、その存在証明をなすことが出来たことは、新政府の大成功であり、いわば瓢箪から駒が出たものといえるであらう。

次いで、十六日には、列国側は、この事件に關する賠償について協議し、新政府が列国に謝罪し、発砲命令を下した備前藩兵の責任者を死刑に処し、これに列国側を立会わせることを要求した。それは左の如くである。

一月十六日 各国公使ヨリ
 (二月九日) 参与兼外国事務取調掛東久世通禮宛

神戸事件処置ニ関シ申出ノ件

No. 14.

Hiogo, Feb. 9./68

The undersigned having yesterday informed H. E. Higashi Kuzo Sakino Shosio, Envoy of H. M. the Mikado, of the treacherous & murderous attack made upon them and the foreign community at this port on the 4th inst. by the retainers of Mabe Bizenokami while passing through Kobé and the Foreign concession and having been requested by his Excellency to state in writing the reparation which they consider should be made for this grave outrage in order that the same may be laid before H. M. the Mikado have now the honour to communicate to H. E. the following formal demands.

1st) A full and ample apology for this unprovoked attack upon the lives of the Foreign Representatives, subjects, and citizens to be made in writing by the government of His M. the Mikado to each of the undersigned for transmission to their respective governments together with a solemn assurance that all foreigners in the dominions of H. M. the Mikado shall be protected in future from similar aggression.

2) The capital punishment of the officer who gave the order to open fire on the Representatives and the Foreign community generally. The sentence to be carried out in the presence of officers from the different Legations.

The undersigned trust that they may soon be informed that the justice of these demands is admitted by the government of His M. the Mikado as it is only by the prompt and signal punishment of this offence that the commission of such lawless violence can be prevented in future & friendly relations be preserved between the govys of the undersigned and that of H. M. the Mikado.

The U. S. etc.

The names of the six ministers
of Foreign powers.

H. Excellency

Higashikuze Chujo

〔アンダーライン筆者〕

(右和訳文)

以書狀致啓上候然ハ去ル十一日松平備前守家来神戸町並外国人居留地通行之節不意ニ各国公使並当所在留人民え対し致暴発候段昨日

御門陛下之使節東久世前少將閣下え申述候処右一途

御門陛下え奏聞被成候間如何なる処置にて各国公使共満足可有之哉委細書面に可申進旨閣下より被申聞候間則左之通申進候

一無故外国公使共並其人民を襲候段

御門陛下之政府より以書面各国公使え十分詫入且此已後

御門陛下之領分にて在留之外国人ニ向ひ決て右様暴行再度有之間敷段急度受合可申候事尤各国公使共より夫々国許政府へ通達可有之管に候

一外国公使並在留諸外国人え対し発砲する様下知致せし士官は死罪之事尤各

(本文外国公使云々ハ備前発砲セシ時ニ各国々旗を立シ公使館ニ向て弾丸を飛セシ故公使

国公使館附属士官立合にて仕置すべき事

云々之文字有之候元文此子細を略セシ故兵庫談判之意ニ基キ訳之外国事務局此書入附紙)

右之通知斯悪行之者無遅滞現然ニ罰せされば以後不法之暴行を防かざるのみならず雙方懇親交際を全する仕方無之により

御門陛下之政府ニ於テ右申立之当然たる事を御承知被成候趣早速各国公使共承度存候

右之段為可貴意如此御坐候已上(11)

正月十六日

この外国の抗議要求が不当非道なものであることは、その原文の言辞を見ただけでも明らかである。まず第一に、この衝突を外国人の上に加えられた *treacherous and murderous attack* (卑劣な打ち、殺人的攻撃) であるとあしざまに備前藩兵を非難誹謗し、*this grave outrage* (この重大な暴行) に対する賠償を要求していることが問題である。事實はフランス兵の方から挑発したのであるから不意のたましうちではないし、一人も殺害していないのに殺人的と大げさに誇張している。賠償は、不正な行為に対して償うべきものであるのに、この衝突事件を暴行であるときめつけて、無理矢理に賠償を出せというのである。そして、その要求には、外国代表臣民の生命に対する *unprovoked attack* (正当な理由のないいわれぬ攻撃) に対して全面的な謝罪をせよというのであるが、無礼者を槍でついたり、空に向つて撃つたりしたにすぎないのに生命にかゝわるなどとはいふすぎであるのみならず、外国代表をねらつてうつつた事實はない。もし外国側がいうような外国人と見れば見境なく撃つたとしたならば、沢山の死傷者が出た筈であるのに、僅か二人の軽傷者しか出ていないのであるから、これもいられない罪を着せようとしたものといふべきである。なお同様な襲撃 (*aggression*) からの保障を求めているが、たしかにこの後堺事件が起きているけれども、これはフランス人に対する復讐からであるといわれている。なぜならば、フランス兵の無礼行為を制した故で日本の侍は切腹せしめられたからである。ただ発砲命令を下したというだけで士官の死刑 (*capital punishment*) というのも行き過ぎであらう。かゝる無法な暴行 (*lawless violence*) を犯すことのないように、遅滞なくかつ人前での懲罰 (*prompt and signal punishment*) を求めているのも、余りにも酷薄無情である。しかも、このひどい要求を天皇政府は、正当なものとして認めたと公言しているのは、いかにこの新政府が馬鹿にされ切つてゐるかを示すといわざるを得ない。事實、このような外国要求の方こそいられないものであるのに、これに対して新政府は何等反論反駁もせず、

「たゞちに公使団にひらあやまりにあやまり、備前藩責任者の切腹其他の厳正な処罰をして、公使団の怒りをといてもらつた」⁽¹²⁾のである。

外国側の言分では、外国人の生命にかゝわる襲撃であつたのに拘らず、実際には一人の人命も失われていなかったことは、いかに外国側の主張が傍若無人のものであつたかを示している。こゝで最も問題にすべきは、この事件の責任を一切備前藩、最終的には瀧善三郎に負わせて解決したことである。事件に驚愕した新政府は、事実審査よりも対外交渉にのみ腐心して、理非曲直を問わずに、外国の要求を容れ、これに迎合したのであつた。しかし、苟しくも眞の独立国であるならば、自国民の立場を擁護し、行進中の軍隊横断を敢てした外国人にも責任を問ひ、自国民のみの処刑要求を拒否する態度に出るべきであつた。然るに、明治維新政府はこのような自主性を全く示さなかつた。それは、尊王攘夷の立場からいつても、外人の軍隊行進横断を排除した瀧を弁護して然るべきであつたのに、政府は彼にのみ責任を転嫁して彼を死に追いやつたのである。明治政府は、自己の存命に汲々として、そのために瀧の命を犠牲にして西洋列国代表の前に捧げたのである。こゝでは、瀧の死に関する詳論に及ぶ余裕がないが、たゞ公式に発表された「瀧善三郎割腹ノ際ノ口述」のみをとりあげ小論を試みるにとどめる。それは左の如くである。

「去ル十一月神戸通行ノ節夷人より無法之及所業候処より無抛加兵刃即乘其拳銃砲号令之者拙者也然ル処今般王政復古更始御一新之折柄宇内之公法を以御処置被遊割腹被

仰付候付則割腹致し候御検証可被下候」⁽¹³⁾

この中で注目されるのは、「宇内之公法」という新政府がもち出した処罰根拠である。それは従来の日本国法は通用しない万国公法が維新になつて適用されたといわれているが、それが明治政府の窮余の策であることを諒解出来るにせよ、政府としては出来るだけ実情を調査して、非は日本側のみにはなかつたことを反駁すべきであつたと思われる。然るに、伊藤博

文の如く、対内的には助命主張を重ねながら、対外的には強くこれを貫かず、瀧を見捨てたのである。われわれは、むしろ瀧の死に立会つた同藩の士が記している割腹直前の最後の挨拶の方が公式発表のものより迫真的であるのを感じるであろう。

「去月十一日神戸に於て行列へ外国人共理不尽に衝突したるに付吾が国法に違ふを以て兵刃を加え続けて発砲を号令せしは即拙者なり、吾人は遠国の者にて、朝廷如斯く外人を鄭重に御取扱に相成ること全く承知せず、今、過日の罪科を償ふ為此に割腹して死す、御見証を乞う」⁽¹⁴⁾

そこには幕末と維新との断層に立つて、男らしく責任をとつて行つた瀧は、一意西洋列強には逆らうことをせず、ひたすら低姿勢に終始し、正論を主張しなかつた維新政府当局者の卑屈な態度と好対照をなしている。瀧は、非が外国人にあることを知りながら、自分は田舎者で朝廷の新しい外国人の扱い方を全く知らなかつたのでやつた罪を償うといつてるのであり、明治政府のようにこちらが悪いから謝罪して償うという態度より遙かに筋を通している。しかも、彼が同僚に向つて今後再びまた自分のようなことをせず、また外国人を憎まないように告げているのは痛切な提言である。⁽¹⁵⁾

この瀧に対して現代的照明をあてたのは中野好夫氏であつて、これを「変動期の犠牲者」、「明治維新のBC級戦犯」という形でとりあげられているが、⁽¹⁶⁾しかし瀧は、単に上官の命令に従つて忠実にこれを実行したために責任をとらされたBC級戦犯とはちがつた心境にあつたといわれないであろうか。軍隊の隊列を横切つた外人の無法な行動に対してよんどころなく兵刃を加えたが、しかし明治維新で時代が変わり、宇内の公法を守れという国法に従つて割腹するといつてゐるあたりは、恰もソクラテスが毒を仰いで死んだのと相通するといえよう。明治政府が外国に対して瀧の行為を理不尽な犯行だとしてかばわず、死に至らしめたのとは雲泥の差がある。

(1) 御津町文化保護委員会板津謙六編「神戸事件と滝善三郎編」昭和四十六年。

(2) 清沢冽著 日本外交史上巻(昭和十七年 東洋経済新報社) 一六二頁、「神戸三宮で英人三名が殺された」とあるし、鹿島守之助著日史外交史(昭和三十三年 鹿島研究所)には「備前藩の家老が兵を引いて京都に赴く途中英国士官と衝突したことがあつたが、これまた家老の切腹により決着した」と

あるが、しかし、英人三名はおろか、外国人は一人も殺されていないし、切腹したのは、家老ではない。
(3) この原文は、一般には見出され難いかも知れないが、昭和十一年筆者がロンドンのパブリック・レコード・オフィスで、日本関係英国外交文書の中から発見したものである。

(4) 大日本外交文書 第一卷第一冊九七項 二二七・二二八頁。

復古記卷二十 明治元年正月十五日の項に、「○大勢ヲ察し、世變ニ隨ヒ、新ニ外国ト和親ヲ結フヲ布告ス」とある、五七四・五七五頁。

(5) 復古記 卷二十 五九二頁。

(6) 井上清 日本の歴史20明治維新 昭和四九年、中公文庫 七四頁。

(7) 大日本外交文書 第一卷第一冊九九項 附屬書 二二六頁。

(8) 島崎藤村 夜明け前 筑摩書房版 島崎藤村集(二) 二六九頁。

(9) 岩倉公夷記 二百七十一・二百七十二頁。

(10) 東久世通禧 竹風回想録二四八頁。

(11) 大日本外交文書 第一卷第一冊 一〇二文書。

(12) 井上清 前掲書 七五頁。

(13) 大日本外交文書 第一卷第一冊 三四七頁。

(14) 御津町文化財保法委員会編「神戸事件と滝善三郎編」一頁〔篠岡八郎手記〕。

(15) Mitford, Tales of Old Japan p. 359—360

(16) 中野好夫「人間雑話」一四、一五(毎日新聞一九七四年一月一八・一九日所収)。

六 おわりに

神戸事件は、明治維新の冒頭に期せずして起つた外国人との衝突事件であつたが、それは単なる排外攘夷の事件ではなかつた。成立後日未だ浅い明治政府は驚倒してその解決に全力を傾倒した。西洋列強の砲艦外交の前にあえなく屈した明治政府は、しかし、その代償として幕府に代る新政権であるという国際承認の獲得に成功したのである。西洋列強は、この事件の交渉過程で、明治維新政府の実力テストを行い、これに対して維新政府は意外に敏活な応答を示した。その結果、維新政府は幕府に代つて日本を代表する政権であるという存在証明をなしたのである。こゝに、明治維新政府は国際洗礼を

受けたわけである。

この神戸事件によつて明治新政府は、国際社会にその第一歩をふみ出すことが出来たのである。それはまた、鎖国攘夷から開国和親への一八〇度の方向転換に成功したことであるが、それだけに、神戸事件は苦悩にみちた矛盾を秘めていたのである。尊攘の大義名分で倒幕に成功して政権を獲得した維新政府は、この神戸事件という難題を逆に活用して、開国和親の道に転進することが出来たが、その過程では備前藩を犠牲に供して、また西洋列強に無条件降伏をしたのであつた。新政府は事態収拾のためには、西洋列強の前に平身低頭して土下座外交を敢て辞さなかつたのである。それは、成立まもない内憂外患にさいなまれた維新政府が先進西洋列強の意を迎えるに汲々たる卑屈さを露呈している。

それにも拘らず、この神戸事件を通じて、明治新政府は、諸外国との国交を開くことが出来たのは、まがいなく重大な事実である。幕末の黒船による外圧で開国したとはいへ、それは真の開国ではなかつた。それは本心からの開国ではなく、和親条約を結んでも、開港開市を延ばしに延ばしたものであつた。然るに、この維新政府の対外姿勢は、全く文字通り徹底的な開国和親表明であつた。新政府の代表は日本と外国との間に結ばれた条約法規はすべてこれを実践することを誓つた(これは、アーネスト・サトウと The Envoy pledged himself to carry out all the stipulations of treaties made between Japan and foreign powers と訳されて列国公使に伝達された)のである。それは、神戸事件の事態打開のため打出したやむをえない明治政府の意思表示であつたにせよ、こゝでわが国は、はじめて事実上の開国にふみ切れたのである。

この意味において、攘夷路線から開国和親への転回契機となつた神戸事件は、生麦事件や堺事件とちがつた重大な外交史的意義をもつといわねばならない。それはまた明治維新初頭の国際的危機を切り抜けるための犠牲を必要とした。外圧と内圧との渦巻く流れの中に没し去つた瀧の犠牲とひきかえに、明治政府は国際社会にその存在を認知されることに成功したのである。